

広島県告示第六百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十年八月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
八本松眼科医院	東広島市八本松町飯田字踏掛一八〇番三号	平成二〇年五月三十一日
根石歯科医院	安芸郡海田町昭和中町二番二号	平成二〇年五月十九日
たけのこ薬局	竹原市下野町字小井手三二六三番地一	平成二〇年五月十五日
アカシア薬局 東城店	庄原市東城町川東一四七番三号	平成二〇年五月三十一日